省　令

○総務省令第八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、全国消費実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

全国消費実態調査規則の一部を改正する省令

全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十一年に実施する」を「実施年に行う」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一号を加える。

四　船舶所有者の事業　百分の三十五

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

告　示

○法務省　総務省　経済産業省告示第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり特定認証業務を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　茂木　敏充

1　認定に係る特定認証業務の名称　ＤＩＡＣＥＲＴサービス

2　認定に係る特定認証業務を行う者の名称　ジャパンネット株式会社

3　認定に係る特定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区麹町一丁目４番４号

4　認定の年月日　平成26年２月６日

5　認定がその効力を失う時期　平成27年２月５日

6　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値(16進数)

44BA 6A72 1308 D723 13D9 5BF5 AB6D 0703 A000 112D

7　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）

FAAB 02F8 56ED 5E1D C90E 2D1B 4280 275C 1678 DB43 58D4 3E63 3D5C 55AC 9068 90C1

○法務省　総務省　経済産業省告示第二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第１項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十五年九月三十日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　AOSignサービス

2　特定認証業務を行う者の名称　日本電子認証株式会社

3　特定認証業務を行う者の住所　東京都中央区築地五丁目５番12号　浜離宮建設プラザ

4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

BB53 5992 7C72 A634 99C6 27BA 2FC7 4E31 6152 F534

5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

7460 C389 9F2D 4F3E BFD5 A154 B1B4 0F7F 59E5 F9B7

6　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

6AE8 8D8C 5BF0 6FC0 776A 0C65 94B5 7253

7　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

3975 D375 06F5 E10B 5736 7F7D D205 6E48

○法務省　総務省　経済産業省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第１項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十五年十月一日付けで業務の用に供する設備の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　セコムパスポートfor G-ID

2　特定認証業務を行う者の名称　セコムトラストシステムズ株式会社

3　特定認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区神宮前一丁目５番１号

○法務省　総務省　経済産業省告示第四号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第１項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十六年二月四日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　株式会社日本電子公証機構認証サービスiPROVE

2　特定認証業務を行う者の名称　株式会社日本電子公証機構

3　特定認証業務を行う者の住所　東京都墨田区錦糸二丁目14番６号

4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

8BA2 9EDB 5E50 FF4D 5572 E22C 34FC 2C8A 1536 8302

5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

E121 D152 CC44 28EE 8CD5 AA8D 9EEC 005B EF3C F43E

6　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）

83FA C619 8E6A 3587 7295 E4C0 B1BC 97B8 0293 5D36 42CD EA57 D89B 1BD7 845D B0F2

7　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

294B 75D6 C052 01AE 32C8 6478 340A 9F17

8　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）

B906 EC6F B958 53EB F865 A1CD D010 FF54 AAA BED2 7285 9F36 0BE1 A5D8 C8AB 2F78

9　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）

A296 0D73 4065 1028 890A 46FE 6BC0 7F30 DC2D F910

10　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）

A213 E28F 8514 31B1 0FC1 27F5 5A66 2AE2 FCCB 0D01 2ACA 40F7 21CC FE07 67B0 8B60